

16 . 極東委員会と対日理事会

・ 憲法改正への制約

前章で述べた通り、憲法改正の条件となった主なものは、ポツダム宣言・SWNCC150・SWNCC228・マッカーサーノートの4つであると言える。

では、憲法改正の権限は誰にあったのであろうか。また、なぜアメリカ側は憲法改正を急ぎ、自らの草案を9日間で完成させ、また日本側の作業を常に急がせたのであろうか。

終戦当初、日本国内の施政は、GHQに一任されていた。(21章48頁、「連合国最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達」参照)つまり、事実上、日本国内の占領政策は、マッカーサー元帥の一存で決めることが出来たのである。

ただし、憲法制定、戦争犯罪者処罰などの重要事項に関しては、アメリカ国務省との協議が必要とされていた。つまり、事実上日本への施策は、GHQとアメリカ国務省(正確には、国務省・陸軍省・海軍省の3省であり、国務・陸・海軍三省調整委員会と呼ばれた組織があった。SWNCC228などの指令を出した、State-War-Navy Coordinating Committeeのことである。前章参照)とであった。

・ 占領政策の変化

前述のとおり、終戦当初の日本での施策は、連合国が行うこととなっていたが、事実上は米国の単独占領のもとに置かれていた。この状況に変化が生じるきっかけとなったのが、1945年12月16日から26日まで開かれた、モスクワ外相である。

この会議は、現状では対日施策に関わることでできていない英・ソなどの意見により開かれ、会議の結果、日本占領管理機構としてワシントンに極東委員会が、東京には対日理事会が設置されることとなった。極東委員会は日本占領管理に関する連合国の最高政策決定機関となり、GHQもその決定に従うことになった。特に憲法改正問題に関して米国政府は、極東委員会の合意なくしてGHQに対する指令を発することができなくなった。

・ 極東委員会と対日理事会

第一回の極東委員会の会合は、1946年2月26日ワシントンで開かれた(対日理事会は4月5日)、この2委員会が、今後日本占領の重要な政策決定を行っていくこととなったのである。

特に、憲法制定に関して大きな影響力を行使したのが、極東委員会である。つまり、マッカーサーは極東委員会が始動し、日本の新憲法制定に本格的に介入してくる前に、日本側が自主的に、民主的な憲法草案を作成したという既成事実が必要だったのである(極東委員会には、中国・ソ連・オーストラリアなど天皇制維持に反対の国が多く、象徴天皇制を早期に打ち出さない限り、天皇制の存続自体が危ぶまれるというマッカーサーの思考が働いたのである)。マッカーサーは、米国政府への通信で、天皇制の廃止(あるいは天皇戦犯処罰)は、日本国民の反感を買い、占領統治を困難にすると分析している。よって、マッカーサーは極東委員会の影響力行使から逃れ、(象徴)天皇制を維持するために、民政局や日本政府に早期の憲法案作成を促し、またそれを実行させたのである。

次章で述べるが、極東委員会は日本の国務大臣の規定に文民統制(シビリアン・コントロール)を盛り込むなど、一定の影響力は行使した。しかし、憲法の根幹へ影響を与えることが出来たとは言い難く、早期の憲法案作成が現在の象徴天皇制を可能にしたと考えられるのである。